

教育研究科 教科教育専攻(修士課程)

【履修方法・修了要件】

コース		国語教育コース	
科目区分	科目群	条件又は科目名等	修得単位数
基礎科目	基礎科目	必修「教育デザイン論」(1単位)	1
専門基礎科目	専攻共通科目	必修科目	必修「教科教育論」(1単位)
		選択科目	
専門科目	国語教育コース	教科教育科目	6
		教科専門科目	12
		選択科目	(下記の注2を参照すること) 6
		修了単位数	30

1. 上表に基づき30単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。
2. 「国語教育コースの選択科目」については、他コース、他専攻・プログラム、他研究科、大学院共通科目及び学群の授業科目を履修してもよい。ただしこの場合、振り替えが認められるのは6単位までとする。
3. 教育職員免許状を取得しようとする者は、科目選択にあたって免許状取得に必要な単位数を満たすよう考慮すること。
4. 社会人特別選抜試験によって入学した者のうち、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例の適用を希望する者は、1年次で昼間に開設される科目により24単位以上、2年次で夜間等に開設される科目(14条対応の科目)により6単位以上を修得するものとする。なお、上記特例の適用を受けようとする者は、当該年度当初に、指導教員と研究科長に履修計画書を提出するものとする。
5. 規定により1年次修了を可とされた者の履修については、特例的扱いによるものとする。
6. 有職者の履修については、特例的扱いによる場合がある。
7. 年度により開講しない科目もあるので、注意すること。
8. 担当教員未定の科目については、年度途中で開講される場合がある。開講が決まり次第、掲示板にて連絡するので注意すること。

教育研究科 教科教育専攻(修士課程)

【履修方法・修了要件】

コース		社会科教育コース		
科目区分	科目群		条件又は科目名等	修得単位数
基礎科目	基礎科目		必修「教育デザイン論」(1単位)	1
専門基礎科目	専攻共通科目	必修科目	必修「教科教育論」(1単位)	5
		選択科目	選択(4単位以上)	
専門科目	社会科教育コース	教科教育科目	(下記の注2を参照すること)	6
		教科専門科目		12
		選択科目	いずれかを選択必修 (各1.5単位×2科目) 「地理教育研究法Ⅰ・Ⅱ」 「歴史教育研究法Ⅰ・Ⅱ」 「公民教育研究法Ⅰ・Ⅱ」	6
			選択(3単位以上) (下記の注3を参照すること)	
			修了単位数	30

- 上表に基づき30単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 「社会科教育コースの教科教育科目」については、専修免許状取得のため下記科目が必修となる。
 - ・社会科、地理歴史科専修免許状取得：「社会科教育学特講(地理歴史)」 「社会科教育学実践演習(地理歴史)」
 - ・社会科、公民科専修免許状取得：「社会科教育学特講(公民)」 「社会科教育学実践演習(公民)」
- 「社会科教育コースの選択科目」については、他コース、他専攻・プログラム、他研究科、大学院共通科目及び学群の授業科目を履修してもよい。ただしこの場合、振り替えが認められるのは6単位までとする。
- 教育職員免許状を取得しようとする者は、科目選択にあたって免許状取得に必要な単位数を満たすよう考慮すること。
- 社会人特別選抜試験によって入学した者のうち、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例の適用を希望する者は、1年次で昼間に開設される科目により24単位以上、2年次で夜間等に開設される科目(14条対応の科目)により6単位以上を修得するものとする。なお、上記特例の適用を受けようとする者は、当該年度当初に、指導教員と研究科長に履修計画書を提出するものとする。
- 規定により1年次修了を可とされた者の履修については、特例的扱いによるものとする。
- 有職者の履修については、特例的扱いによる場合がある。
- 年度により開講しない科目もあるので、注意すること。
- 担当教員未定の科目については、年度途中で開講される場合がある。開講が決まり次第、掲示板にて連絡するので注意すること。

教育研究科 教科教育専攻(修士課程)

【履修方法・修了要件】

コース		数学教育コース	
科目区分	科目群	条件又は科目名等	修得単位数
基礎科目	基礎科目	必修「教育デザイン論」(1単位)	1
専門基礎科目	専攻共通科目	必修科目	必修「教科教育論」(1単位)
		選択科目	
専門科目	数学教育コース	教科教育科目	6
		教科専門科目	12
		選択科目	(下記の注2, 3を参照すること)
		修了単位数	30

1. 上表に基づき30単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。
2. 「数学教育コースの選択科目」については、「数学教育を主な研究分野とする者」は「数学教育特別研究IA・IB・IIA・IIB」を含めて、数学及び数学教育学の科目の内から6単位以上を履修すること。「数学を主な研究分野とする者」は「数学特別研究IA・IB・IIA・IIB」および「数学特論I・II・III」のうちから6単位以上を履修すること。
3. 「数学教育コースの選択科目」については、他コース、他専攻・プログラム、他研究科及び大学院共通科目の授業科目を履修してもよい。ただしこの場合、振り替えが認められるのは6単位までとする。
4. 「数学教育コースの選択科目」については、他コース、他専攻、他研究科の授業科目を履修してもよい。ただしこの場合、振り替えが認められるのは6単位までとする。
4. 教育職員免許状を取得しようとする者は、科目選択にあたって免許状取得に必要な単位数を満たすよう考慮すること。
5. 教育職員免許状を取得しようとする者は、科目選択にあたって免許状取得に必要な単位数を満たすよう考慮すること。
6. 社会人特別選抜試験によって入学した者のうち、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例の適用を希望する者は、1年次で昼間に開設される科目により24単位以上、2年次で夜間等に開設される科目(14条対応の科目)により6単位以上を修得するものとする。なお、上記特例の適用を受けようとする者は、当該年度当初に、指導教員と研究科長に履修計画書を提出するものとする。
7. 規定により1年次修了を可とされた者の履修については、特例的扱いによるものとする。
8. 有職者の履修については、特例的扱いによる場合がある。
9. 年度により開講しない科目もあるので、注意すること。
10. 担当教員未定の科目については、年度途中で開講される場合がある。開講が決まり次第、掲示板にて

教育研究科 教科教育専攻(修士課程)

【履修方法・修了要件】

コース		理科教育コース		
科目区分	科目群		条件又は科目名等	修得単位数
基礎科目	基礎科目		必修「教育デザイン論」(1単位)	1
専門基礎科目	専攻共通科目	必修科目	必修「教科教育論」(1単位)	5
		選択科目	選択(4単位以上)	
専門科目	理科教育コース	教科教育科目	1年次必修 「理科教育基礎論」(2単位) 「理科教育学演習」(2単位)	6
			選択(2単位以上)	
			教科専門科目	
		選択(9単位以上)		
		選択科目	1年次必修「理科教育特別研究1」 (1.5単位)	6
			2年次必修「理科教育特別研究2」 (3単位)	
選択(1.5単位以上) (下記の注4を参照すること)				
			修了単位数	30

1. 上表に基づき30単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。
2. 「理科教育コース」の「教科教育科目」及び「教科専門科目」については、物理学・化学・生物学・地学のうち、少なくとも2科目について十分担当できる高度の学力を身につけるように、科目を選択すること。
3. 「理科教育コース」の「教科専門科目」について、物理学・化学・生物学・地学各教育実験は、2科目以上を履修することが望ましい。
4. 「理科教育コースの選択科目」については、他コース、他専攻・プログラム、他研究科、大学院共通科目及び学群の授業科目を履修してもよい。ただしこの場合、振り替えが認められるのは6単位までとする。
5. 教育職員免許状を取得しようとする者は、科目選択にあたって免許状取得に必要な単位数を満たすよう考慮すること。
6. 社会人特別選抜試験によって入学した者のうち、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例の適用を希望する者は、1年次で昼間に開設される科目により24単位以上、2年次で夜間等に開設される科目(14条対応の科目)により6単位以上を修得するものとする。なお、上記特例の適用を受けようとする者は、当該年度当初に、指導教員と研究科長に履修計画書を提出するものとする。

7. 規定により1年次修了を可とされた者の履修については、特例的扱いによるものとする。
8. 有職者の履修については、特例的扱いによる場合がある。
9. 年度により開講しない科目もあるので、注意すること。
10. 担当教員未定の科目については、年度途中で開講される場合がある。開講が決まり次第、掲示板にて連絡するので注意すること。

教育研究科 教科教育専攻(修士課程)

【履修方法・修了要件】

コース		英語教育コース	
科目区分	科目群	条件又は科目名等	修得単位数
基礎科目	基礎科目	必修「教育デザイン論」(1単位)	1
専門基礎科目	専攻共通科目	必修科目	必修「教科教育論」(1単位)
		選択科目	
専門科目	英語教育コース	教科教育科目	6
		教科専門科目	12
		選択科目	(下記の注2を参照すること)
		修了単位数	30

1. 上表に基づき30単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。
2. 「英語教育コースの選択科目」については、他コース、他専攻・プログラム、他研究科及び大学院共通科目の授業科目を履修してもよい。ただしこの場合、振り替えが認められるのは6単位までとする。
3. 教育職員免許状を取得しようとする者は、科目選択にあたって免許状取得に必要な単位数を満たすよう考慮すること。
4. 社会人特別選抜試験によって入学した者のうち、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例の適用を希望する者は、1年次で昼間に開設される科目により24単位以上、2年次で夜間等に開設される科目(14条対応の科目)により6単位以上を修得するものとする。なお、上記特例の適用を受けようとする者は、当該年度当初に、指導教員と研究科長に履修計画書を提出するものとする。
5. 規定により1年次修了を可とされた者の履修については、特例的扱いによるものとする。
6. 有職者の履修については、特例的扱いによる場合がある。
7. 年度により開講しない科目もあるので、注意すること。
8. 担当教員未定の科目については、年度途中で開講される場合がある。開講が決まり次第、掲示板にて連絡するので注意すること。

教育研究科 教科教育専攻(修士課程)

【履修方法・修了要件】

コース		保健体育教育コース	
科目区分	科目群	条件又は科目名等	修得単位数
基礎科目	基礎科目	必修「教育デザイン論」(1単位)	1
専門基礎科目	専攻共通科目	必修科目	必修「教科教育論」(1単位)
		選択科目	選択(4単位以上)
専門科目	保健体育教育コース	教科教育科目	必修
		教科専門科目	選択必修(1年次に10単位以上)
		選択科目	必修「保健体育教育特別研究Ⅰ・Ⅱ」(各3単位) 選択(下記の注3を参照すること)
		修了単位数	30

1. 上表に基づき30単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。教科専門科目については、1年次に10単位取得しなければならない。
2. 「保健体育教育コースの選択科目」については、保健、野外教育、舞踊、体操(身体技法含む)、体操競技、陸上競技、水泳、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、テニス、野球、柔道、剣道の中から、1種目・領域を選び、その種目・領域に関する講義と実習あるいは演習の科目を1科目以上履修すること。
3. 「保健体育教育コースの選択科目」については、他コース、他専攻・プログラム、他研究科及び大学院共通科目の授業科目を履修してもよい。ただしこの場合、振り替えが認められるのは6単位までとする。
4. 教育職員免許状を取得しようとする者は、科目選択にあたって免許状取得に必要な単位数を満たすよう考慮すること。
5. 社会人特別選抜試験によって入学した者のうち、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例の適用を希望する者は、1年次で昼間に開設される科目により24単位以上、2年次で夜間等に開設される科目(14条対応の科目)により6単位以上を修得するものとする。なお、上記特例の適用を受けようとする者は、当該年度当初に、指導教員と研究科長に履修計画書を提出するものとする。
6. 規定により1年次修了を可とされた者の履修については、特例的扱いによるものとする。
7. 有職者の履修については、特例的扱いによる場合がある。
8. 年度により開講しない科目もあるので、注意すること。
9. 担当教員未定の科目については、年度途中で開講される場合がある。開講が決まり次第、掲示板にて連絡するので注意すること。

教育研究科 教科教育専攻(修士課程)

【履修方法・修了要件】

コース		芸術科教育コース		
科目区分	科目群		条件又は科目名等	修得単位数
基礎科目	基礎科目		必修「教育デザイン論」(1単位)	1
専門基礎科目	専攻共通科目	必修科目	必修「教科教育論」(1単位)	5
		選択科目	選択(4単位以上)	
専門科目	芸術科教育コース	教科教育科目		6
		教科専門科目		12
		選択科目	(下記の注2を参照すること)	6
			修了単位数	30

1. 上表に基づき30単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。
2. 「芸術科教育コースの選択科目」については、他コース、他専攻・プログラム、他研究科、大学院共通科目及び学群の授業科目を履修してもよい。ただしこの場合、振り替えが認められるのは6単位までとする。
3. 教育職員免許状を取得しようとする者は、科目選択にあたって免許状取得に必要な単位数を満たすよう考慮すること。
4. 社会人特別選抜試験によって入学した者のうち、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例の適用を希望する者は、1年次で昼間に開設される科目により24単位以上、2年次で夜間等に開設される科目(14条対応の科目)により6単位以上を修得するものとする。なお、上記特例の適用を受けようとする者は、当該年度当初に、指導教員と研究科長に履修計画書を提出するものとする。
5. 規定により1年次修了を可とされた者の履修については、特例的扱いによるものとする。
6. 有職者の履修については、特例的扱いによる場合がある。
7. 年度により開講しない科目もあるので、注意すること。
8. 担当教員未定の科目については、年度途中で開講される場合がある。開講が決まり次第、掲示板にて連絡するので注意すること。